

「和光市次世代育成支援対策後期行動計画(素案)」 パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

「市の考え方の区分」

：意見を反映し案を修正した。 ：案を修正しなかった。 ：その他(感想、この案件以外への意見等)

	指摘箇所	意見の概要	市の考え方	区分
1	2 - 2地域での子育て応援体制 事業番号65 【ファミリー・サポート・センター事業】 4 - 2子育てと社会参加のバランスの確保 事業番号111 【一時保育事業】	ファミリー・サポート・センター事業が一時保育事業の補完的に活用されているかの調査を実施してはどうか。一時保育事業の利用抽選に漏れた人を対象に、利用補助金を支給してはどうか。子育てを理由に退職した人に対して、ファミリー・サポート・センター事業やボランティアのアピールをする必要がある。	ご意見を受けて、ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員(以下「依頼会員」という。)と一時保育事業の利用希望者の照合を実施しました。一時保育事業の利用者の一部が依頼会員である事実は確認できました。しかし、事業の補完性を確認するまでには至りませんでした。利用補助金の給付は、一時保育事業の拡充を優先して実施するため、現在のところ予定はありません。ファミリー・サポート・センター事業やボランティアのアピールは、必要だと考えます。	
2	4 - 2子育てと社会参加のバランスの確保 事業番号120 【障害児(者)生活サポート】 事業番号121 【保育園での育成児童の一時保育事業】 事業番号122 【保育クラブ(放課後健全育成事業)】	児童デイサービスを入れて欲しい。	ご意見を受けて、施策の方向「4 - 2子育てと社会参加のバランスの確保」に「児童デイサービス」を新たに記述します。 【参考(記述内容)】 事業番号124「児童デイサービス」 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う児童デイサービスの運営を支援する。	
3	3 - 1母子の健康の確保・増進 事業番号73 【助産施設の誘致】	市内への助産院誘致について、実現を望む。	ご意見及び市内での出産を望む声が多い中、産科が不足している現状を踏まえて、誘致すべき施設を「助産施設」から「助産院」に修正して、事業を推進していきます。 【参考(助産施設と助産院の違い)】 助産施設: 児童福祉法第36条に基づく保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設 助産院: 一般的に言われる「助産院」は、医療法で「助産所」と規定され、不特定多数の妊産婦の保健指導、助産を行うための入院床数が9床以下施設	